

### 介護保険施設利用時の食費と居住費を減額します

平成20年度の市民税が非課税となつている世帯の方は、申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けると、介護保険施設を利用した際の食費と居住費が一部減額されます。

現在、入所中で該当する方は申請をしてください。

すでに認定証を持っている方も6月30日(月)が有効期限となりますので、引き続き利用される方は、7月31日(木)までに申請をしてください。

#### ■対象となる介護保険施設

○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

○介護老人保健施設

○介護療養型医療施設

○ショートステイ

#### ■申請に必要なもの

○介護保険被保険者証

○介護保険負担限度額認定証

※認定証は持っている方。

#### ■申請先

○市庁舎別館高齢介護課

介護認定給付係

TEL 0897-52-11423

○各総合支所市民福祉課  
福祉係

### 住宅用太陽光発電システム の設置費を補助します

#### ■補助の対象者

自らが居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方(補助申請の年度内に設置工事が完了すること)

#### ■補助金額

システムを構成する太陽電池の最大出力値に、1キロワット当たり1万円を乗じて得た額を交付します。

最大出力値の上限は4キロワット(4万円)です。

#### ■補助金交付の申請方法

①補助金の予約申請

補助金交付予約申請書に係書類を添付して市に提出します。(予約申請の受付期間は、平成20年6月2日(月)～平成21年1月30日(金)です)

②補助金の交付申請

設置工事が完了した後、補助金交付申請書に係書類を添付して市に提出します。

③補助金の請求

補助金の交付決定通知を受けた後、市に補助金交付請求書提出します。

※市に提出する申請書等の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

#### ■その他

○設置したシステムを法定耐用年数の期間内に処分した場合、補助金を返還していただく場合があります。

#### ■問合せ

市庁舎本館産業振興課  
産学官連携係

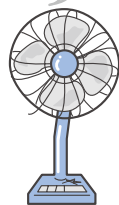
TEL 0897-52-1220

### 経済産業省からのお知らせ 長年ご使用の家電製品に ご注意ください

長年使用している家電製品による火災事故が発生しています。使用期間の長い家電製品を使用するときは、必ず点検を実施しましょう。

古い扇風機などから焦げ臭いにおいがしていませんか? 異常を感じたら早急に使用を中止し、販売店・メーカーにご連絡ください。

古い家電製品による  
火災事故が  
発生しています



### 男女共同参画に関する研修 参加費の一部を補助します

#### ■補助の対象者

市内在住者で、ほかの公的機関から補助を受けない方

#### ■補助の対象となる研修

市外で開催される男女共同参画に関するフォーラムや講座などの研修(14ページ下段に掲載の「男女共同参画社会づくり関連の大会等」も補助の対象となります)

#### ■補助金額

研修参加に要する旅費のうち、2分の1を補助します。

#### ■問合せ

市庁舎本館総務課

男女共同参画係  
TEL 0897-52-1206

### 消火器などの不適正な訪問 販売にご注意ください

全国各地で、消火器、住宅用火災警報器などの不適正な訪問販売トラブルが増えています。次のことに注意して、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。

#### ■トラブル防止のポイント

○消防署では消火器、住宅用火災警報器の販売やあつせ

んを一切行っていません。

○一般家庭に消火器の法的な設置義務はありません。

○住宅用火災警報器の設置義務違反に対する罰則は設けられていません。

あやしいと思ったら:

○身分証明書の提示を求め、身元を確認する。

○はつきりと拒否する。

○契約書や預かり書など、どのような書面にも署名や押印をしない。

○脅迫的な行動があつたときは、警察へ相談する。

#### ■問合せ

消防本部予防課 予防係

TEL 0897-56-10251

### 教科書を展示します

市内の小・中学校で使われている教科書を展示します。会場内のアンケート用紙でご意見をお聞かせください。

#### ■展示期間・会場

6月20日(金)～7月9日(水)

○こどもの国(月曜日休館)  
○丹原総合支所(土・日曜日休み)

#### ■問合せ

市庁舎別館学校教育課 学務係  
TEL 0897-52-1252